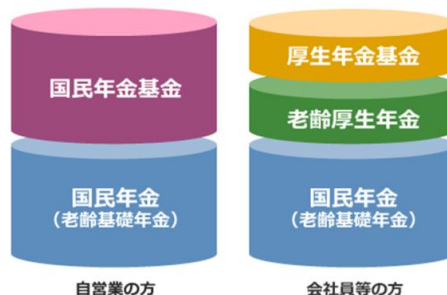


# 平成29年1月から海外に居住され国民年金に任意加入されている方も 国民年金基金に加入できるようになりました！

## 国民年金基金とは

国民年金(老齢基礎年金)に上乗せして厚生年金に加入しているサラリーマン等の給与所得者と、国民年金だけしか加入していない自営業者等の国民年金の第1号被保険者とは、将来受け取る年金額に大きな差が生じます。国民年金基金はこの差を解消し、自営業者やフリーランス等の国民年金の第1号被保険者の方々が安心して老後を過ごしていただけるように、国民年金にゆとりをプラスする公的な年金制度です。



## 加入できる方は

国民年金基金は、これまで日本国内に住所を有し、国民年金の保険料を納めている20歳以上60歳未満の方および60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入されている方が加入できる制度でしたが、**平成29年1月から、海外に居住されており国民年金に任意加入されている方も国民年金基金に加入できるようになりました。**

### 【ご注意いただきたいこと】

- 原則として国内協力者(配偶者、子、父母、兄弟姉妹など)を指定いただき、本人に代わって諸手続きをおこなっていただきます。 ※国内協力者がいない場合は、基金にお問合せください。
- 掛金は、ご指定の金融機関(基金が指定する金融機関の国内に開設している預貯金口座)から口座振替にて納付いただくこととなります。  
なお、国民年金保険料と基金の掛金を合算して納付いただくことはできません。
- 加入の手続きや保険料納付方法などの詳細につきましては、最後に住所を有していた都道府県の国民年金基金又は加入していた職能型の国民年金基金にお問合せ下さい。
- 基金ご加入後にご自分の都合で任意に脱退及び中途解約することはできません。
- ご加入の際には、「重要なお知らせ」をよくお読みください。

## 国民年金基金のメリット

### ◎終身年金が基本

65歳から生涯受け取れる終身年金が基本ですので、長い老後の生活に備えることができます。

### ◎年金額が確定、掛金も一定

ご契約時に確定した掛金と年金額は変わりません。(途中で口数を変更せず、60歳まで支払われた場合)

### ◎万が一のときは家族に一時金

万が一早期に亡くなったとき、家族に遺族一時金が支給されますので、掛け捨てになりません。(B型を除く)

### ◎自由なプラン設計

ライフプランに合わせ、年金額や受取期間を設計できます。

## 給付(年金)のタイプ

国民年金基金の給付には、「老齢年金」と「遺族一時金」があります

<b>【老齢年金】</b> ●終身年金(A型・B型) 65歳誕生月の翌月分から生涯にわたって年金が受け取れます。 ●確定年金(I型・II型・III型・IV型・V型) 2口目以降として加入し、一定期間に限り年金が受け取れます。	<b>【遺族一時金】</b> ●年金を受け取る前または年金受給中(保証期間内)に亡くなられた場合、生計を共にしていた遺族に「遺族一時金」が支給されます。(B型を除く)
--	--

	年金の型	支払開始年齢と支給期間	遺族一時金(保証期間)
1口目及び2口目以降	終身年金A型	65歳～終身	あり(80歳まで)
	終身年金B型	65歳～終身	なし
2口目以降	確定年金I型	65歳～80歳まで	あり(80歳まで)
	確定年金II型	65歳～75歳まで	あり(75歳まで)
	確定年金III型	60歳～75歳まで	あり(75歳まで)
	確定年金IV型	60歳～70歳まで	あり(70歳まで)
	確定年金V型	60歳～65歳まで	あり(65歳まで)

(注) 加入(増口)時年齢が50歳1月以上の方は、IV型V型への新規加入及び増口はできません。  
 加入(増口)時年齢が60歳以上の方は、II型、III型、IV型、V型への新規加入及び増口はできません。

## ご加入例

### ①フリーランスの男性40歳のケース

・40歳の誕生月に1口目としてA型、更に加えてA型3口加入 (掛金を60歳までお支払いされた場合)

	1口目 A型	+	2口目以降 A型×3口	=	掛金額 : 24,810円(月額)
掛金額	12,405円	+	(4,135円×3口)=12,405円	=	掛金額 : 24,810円(月額)
年金額	15,000円	+	(5,000円×3口)=15,000円	=	

### ②旅行代理店経営の女性33歳のケース

・33歳の誕生月に1口目としてA型、更に加えてI型2口加入 (掛金を60歳までお支払いされた場合)

	1口目 A型	+	2口目以降 I型×2口	=	掛金額 : 21,800円(月額)
掛金額	13,530円	+	(4,135円×2口)=8,270円	=	掛金額 : 21,800円(月額)
年金額	20,000円	+	(10,000円×2口)=20,000円	=	
					【80歳以降】 20,000円(月額)

## 司法書士国民年金基金

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3 司法書士会館4階

TEL 03-3341-2561 FAX 03-3341-4130